

## 輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和7年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和7年度の初日から令和8年2月28日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

## 記

項	概 要	上段: 輸入基準数量 下段: 協定対象外 輸入基準数量	上段: 輸入数量 下段: 協定対象外 輸入数量	差 分
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	101 トン	71 トン	30 トン
		101 トン	71 トン	30 トン
3	クリーム	57 トン	64 トン	超過済
		27 トン	46 トン	超過済
4	粉乳類	23,078 トン	29,488 トン	超過済
		17,616 トン	23,344 トン	超過済
5	無糖れん乳	1,358 トン	934 トン	424 トン
		1,357 トン	924 トン	433 トン
6	加糖れん乳	257 トン	167 トン	90 トン
		95 トン	28 トン	67 トン
7	ヨーグルト	17 トン	5 トン	12 トン
		17 トン	5 トン	12 トン
8	バターミルク	20 トン	18 トン	2 トン
		20 トン	17 トン	3 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	60,801 トン	45,138 トン	15,663 トン
		46,217 トン	30,890 トン	15,327 トン
10	その他の乳製品	11,357 トン	7,354 トン	4,003 トン
		4,816 トン	3,749 トン	1,067 トン
11	バター	17,983 トン	13,081 トン	4,902 トン
		14,523 トン	9,951 トン	4,572 トン
12	豆類	75,032 トン	58,365 トン	16,667 トン
		35,697 トン	27,186 トン	8,511 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,564,798 トン	4,984,542 トン	580,256 トン
		5,256,055 トン	4,645,315 トン	610,740 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,273,832 トン	1,031,195 トン	242,637 トン
		170,350 トン	137,005 トン	33,345 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,042,692 トン	796,572 トン	246,120 トン
		1,042,692 トン	796,572 トン	246,120 トン
15	コーンスターチ	3,699 トン	2,056 トン	1,643 トン
		3,529 トン	1,329 トン	2,200 トン
16	ばれいしょでん粉	11,772 トン	16,259 トン	超過済
		10,387 トン	12,867 トン	超過済
17	マニオカでん粉	151,213 トン	108,170 トン	43,043 トン
		149,682 トン	107,966 トン	41,716 トン
18	サゴでん粉	20,958 トン	14,826 トン	6,132 トン
		13,494 トン	14,826 トン	超過済
19	その他のでん粉	1,890 トン	1,067 トン	823 トン
		1,743 トン	1,027 トン	716 トン
20	イヌリン	3,000 トン	1,740 トン	1,260 トン
		81 トン	47 トン	34 トン
21	落花生	35,920 トン	23,482 トン	12,438 トン
		21,411 トン	14,351 トン	7,060 トン
22	こんにやく芋	174 トン	37 トン	137 トン
		174 トン	37 トン	137 トン
23	ミルク調製品	9,293 トン	6,277 トン	3,016 トン
		2,252 トン	828 トン	1,424 トン
24	でん粉調製品	1,321 トン	1,279 トン	42 トン
		767 トン	625 トン	142 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,520 トン	2,339 トン	2,181 トン
		1,779 トン	732 トン	1,047 トン
27	調製食用脂	16,803 トン	9,067 トン	7,736 トン
		2,016 トン	667 トン	1,349 トン
28	繭	1.6 トン	2.4 トン	超過済
		1.6 トン	2.4 トン	超過済
29	生糸	234 トン	100 トン	134 トン
		234 トン	100 トン	134 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・ 特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。